

笑福亭鶴瓶さんを起用し、2026 年度地震保険広報活動を開始 ～「そうだったんだ！地震保険」篇でつるベエ×なまベエが共演～

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：石川 耕治）は、2026 年 8 月 27 日（木）から、2026 年度の地震保険広報活動を開始します。

今年度は、広報キャラクターに落語家・笑福亭鶴瓶さんを起用し、「そうだったんだ！地震保険」をキャッチコピーに、地震保険の必要性を改めて呼びかけます。

8 月 27 日（木）からテレビ CM を放送するほか、WEBCM、新聞広告の実施や全国各地でのポスター掲出なども行います。

テレビ CM や WEBCM は、笑福亭鶴瓶さんと、地震を連想する「なまず」のキャラクター「なまベエ」が登場します。喫茶店のマスター「つるベエ」（笑福亭鶴瓶さん）となまベエが、地震保険についてあまり知らないお客さんに「そうだったんだ！」と新しい気づきのきっかけを届け、視聴者に地震保険の必要性を伝える内容となっています。

当協会では、本活動等を通じて、地震リスクや地震保険の必要性を広く呼びかけ、地震保険の理解促進と加入促進を図っていきます。

<2026 年度地震保険広報 キービジュアル>



【特設サイト URL】 <https://www.jishin-hoken.jp/>

■テレビCM「そうだったんだ！地震保険」篇（15秒）

公開：2026年8月27日（木）から放映予定

YouTube URL：https://youtu.be/SRU_QZN60Cw

新TVCMは、「そうだったんだ！地震保険」というフレーズから始まります。喫茶店で会話をするママたちが、「地震保険金は家の修理にしか使えないのでは」と話しているところへ、喫茶店のマスター「つるベエ」が「それ以外にも使えるんです！」と登場します。

続いて「なまベエ」とともに、「当面の生活費」「家具・家電の買い替え費」「仮住まいの家賃」「家の修繕費」「がれきなどの撤去費」と書かれたコースターをテーブルに並べながら、地震保険金がさまざまな使い途に活用できることを紹介していきます。それを聞いたママたちは、思わず「そうだったんだ！」と納得。

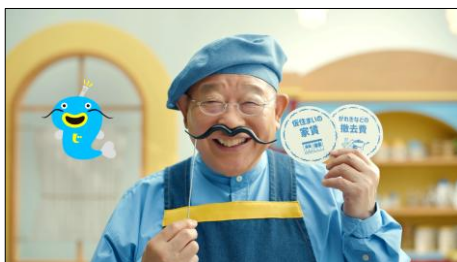
最後は、つるベエ、なまベエ、ママたちが集合し、つるベエが「地震保険！」という言葉で締めくくります。新TVCMは、地震保険金が「当面のくらしを支えるためのいろいろなことに使えるお金」であることを、親しみやすく伝える内容となっています。

■WEBCM「そうだったんだ！地震保険」篇（30秒）

公開：2026年8月27日（木）から放映予定

YouTube URL：https://youtu.be/S61Z54X2_DE

新TVCMの放映にあわせてWEBCMも公開します。WEBCMでは、喫茶店のマスター「つるベエ」が、地震保険金の使い途についてコースターを並べて説明したり、ママたちから「仮住まいの家賃」や「がれきの撤去」にも保険金が出るのか聞かれ、「使えるんです！」と軽快な口調で答えたりする様子が印象的です。また、つるベエが黒板を使いながら地震保険金は「当面のくらしを支えるためのいろいろなことに使えるお金」と説明するなど、ママたちとのやり取りを通じて地震保険金の使い途を分かりやすく紹介しています。



■縦型WEB動画

喫茶店のマスター「つるベエ」が、視聴者に語りかけるような演出で、地震保険金の使い途を紹介する縦型WEB動画を公開します。「地震による火災にも備えられる保険」であることや、「住宅ローンの返済にも活用できる」ことに加え、「賃貸住宅でも家具・家電の買い替えに活用できる」ことや、保険金「当面のくらしを支えるためのいろいろなことに使えるお金であること」など、シチュエーションごとの活用方法を分かりやすく伝えます。

【URL】

「地震による火災も」篇：<https://youtube.com/shorts/1lp9pwJccR0?feature=share>

「二重ローンの返済も」篇：https://youtube.com/shorts/2HX5xIT_Py4?feature=share

「賃貸住宅も」篇：<https://youtube.com/shorts/N1ZZbgEwTWI?feature=share>

「あなたのまちにも」篇：<https://youtube.com/shorts/Q6asvrQgio4?feature=share>



2026 年度地震保険広報活動概要

内容（予定）		時期（予定）
テレビ広告	15秒スポットCM	2026年8月27日～9月2日 2027年3月8日～3月14日
新聞広告	北國新聞、佐賀新聞	2026年8月27日、2027年3月
	全国賃貸住宅新聞、マンション管理新聞	2026年9月、2027年3月
WEB広告	YouTube、Meta、TVer、Amazon Prime Video、Google、Yahoo! JAPAN	2026年8月～2027年3月
ポスター	損害保険会社や損害保険代理店など	2026年8月下旬～2027年8月下旬
その他	特設サイト	2026年8月下旬～2027年8月下旬

【地震保険の概要】

- ・1966 年に制定された「地震保険に関する法律」に基づく保険。地震保険の普及を図り、被災者の生活の安定に寄与することを目的として、政府と損害保険会社が共同で運営する。補償内容・保険料は、どの損害保険会社、代理店で加入しても同じ。
 - ・地震、噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用の建物および建物内の家財に生じた損害（火災・損壊・埋没・流失）に対して保険金が支払われる。これらの損害は火災保険では補償されないため、地震保険が必要。
 - ・地震保険は単独では加入できず、火災保険にセットして加入する必要がある。火災保険の契約の中途でも、地震保険に加入することができる。
 - ・2025 年度の地震保険の付帯率（※）は全国平均で 70.8%である。（出典：損害保険料率算出機構）
- ※2025 年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合。
- （注）付帯率等は以下の URL から確認可能

<https://www.giroj.or.jp/databank/earthquake.html>

以上